

「青少年交流センター池之上青少年会館」の今後の運営について

(付議の要旨)

青少年交流センター池之上青少年会館が、若者にとってより利用しやすい施設運営としていくため、令和3年4月を目途に新たな運営体制を導入する。

1 主旨

青少年交流センター池之上青少年会館（以下、「会館」という。）が若者にとって利用しやすく、かつ、地域で若者を育成していく拠点として、柔軟かつ機動的に運営できるよう、令和元年度に「世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館の運営のあり方検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、今後の運営のあり方について検討を行った。

この度、「青少年交流センター池之上青少年会館のあり方検討委員会報告書」（別紙1）（以下、「報告書」という。）を踏まえ、新たな運営体制を導入し、令和3年4月より実施する。

2 施設概要

- (1) 施設名 世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館
- (2) 所在地 世田谷区代沢二丁目37番18号
- (3) 運営管理 公設公営（但し、受付業務は「池之上青少年会館協議会（以下「協議会」という。）」に委託）

3 「会館」事業見直しにかかる背景

「会館」は、昭和54年度に社会教育施設として開設し、平成26年4月に青年の家（現「野毛青少年交流センター」以下、「野毛」という。）とともに教育委員会から子ども・若者部に移管され、青少年交流センター（以下、「交流センター」という。）として事業を開始した。

その後、平成31年2月に希望丘青少年交流センター（愛称「アップス」以下、「希望丘」という。）を開設し、3つの交流センター（以下、「3センター」という。）が連携しながら運営することとなった。

会館が、交流センターとして運営し5年が経過した令和元年度に「検討委員会」を設置し、他の交流センターの活動状況の確認や視察を行うなど、会館に求められる役割等について検討を行った。

4 3センターの比較及び運営の特色について

3センターの比較については、運営の特色として、まず「会館」は、協議会との協働事業の実施、社会教育施設時から継続している講座や事業の実施、会議室等を地域の青少年や一般の団体に貸し出すなど、地域住民と密接なつながりがある。また、学校等とのネットワークをベースに、中高生世代が地域とつながる取り組みを図っており、全区的事業として児童館と連携して地域で活躍する人材を育成する、ユースリーダー事業も行っている。

「野毛」及び「希望丘」については、ともに公益財団法人児童育成協会（旧「こどもの城」運営事業者）に運営を委託しており、子ども・若者に伴走しながら若者の自立をサポートするユースワーカーが、多様な若者にとって自分らしく過ごせる「居場所」となるべく、若者の声を聴き、若者の主体性と社会性を高めるプログラム等を実施し、若

者の自己形成の場、多世代交流の場となるよう運営している。また、それぞれの若者の特性をつかみ、生きづらさを抱えた若者へも専門的な知識やネットワークを持つ職員が、必要に応じて適切な支援機関と連携し、伴走型支援をしている。(別紙1「報告書」内、「青少年交流センター 3センターの比較」)

5 今後の「会館」運営の方向性について

(1) 求められる「会館」像について

別紙1「報告書」内、「3 今後の方向性について」に記載のとおり、「会館」が若者にとって居心地のよい「居場所」となり、若者が主体となって参加・参画できる機会や場を充実させていくために、若者ファーストの考え方で若者に寄り添う職員の存在が重要であり、全ての運営時間帯(9時～22時)で、ノウハウを持った職員等による運営体制が求められている。

(2) 運営主体の変更について

現行では全ての時間帯で、切れ目なく若者に寄り添い支援する体制が整わないため(別紙2参照)、早期に若者にとって居心地のよい「居場所」づくりを実施するには、ユースワークの専門知識、スキルを有し、かつ、職員を適正に配置できる運営体制として、他の交流センターを参考に新たに運営事業者の導入が必要であると判断した。

(3) 「会館」の運営体制について

これまで、「会館」が実施してきたユースリーダー事業や講座、ダンスフェスティバル等の事業を継承する方向で調整していく。今後も「協議会」と、若者の見守りや地域行事の参加等を通じて、引き続き地域との連携を図っていく。

また、貸室利用に関しては、原則としてこれまでどおり登録団体に対し貸出しを行っていく。

時期	区	協議会	運営事業者
令和3年 3月31 日まで	<ul style="list-style-type: none"> 若者たちへのユースワーク(月～土 9:00～17:15) 各種講座・事業の実施 協議会(受付事務やイベント他全般)の事務局機能 地域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成の取り組み 会議や協議会行事の開催 受付業務(月～土の日中及び夜間並びに日曜 9:00～22:00) 	(令和3年1月～準備委託開始予定(ユースワーク及び受付業務、各種講座・事業等の引継ぎ))
令和3年 4月1日 から	<ul style="list-style-type: none"> 会館事業の全体調整(委託元としての責務を担う) 地域との連携支援 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成の取り組み(※) 会議や協議会行事の開催 (・受付業務については運営事業者が行う。) 	令和3年4月～運営開始予定(ユースワーク、各種講座・事業業務、受付業務(貸会議室業務含む)) ・地域や協議会の会議や行事への参加・協力

※ 協議会委員や受付の方のうち、ご協力いただける方々に、地域スタッフやインターン(いずれも有償)の登録をご依頼していく。

6 「会館」の名称について

若者に寄り添う支援をベースに取り組むにあたり、名称を「世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館」から「世田谷区立池之上青少年交流センター」とし、通称名として以前から親しまれている「いけせい」をそのまま使用していく。

7 今後のスケジュール(予定)

令和2年 7月 福祉保健常任委員会(委託化方針)
9月 第3回区議会定例会(事業者選定・準備委託等補正予算)

	9月～11月	運営事業者募集期間、選定期間、事業者選定
	12月	福祉保健常任委員会（選定結果）
令和3年	1月～3月	委託化準備業務委託
	2月	福祉保健常任委員会（条例改正） 第1回区議会定例会（条例改正提案）
	4月	事業委託者による運営の開始（予定）